

行政事業レビューシート (総務省)

予算事業名	政府調達(公共事業を除く)手続きの電子化に向けたシステム開発等		事業開始年度	平成21年度		作成責任者
担当部署	情報流通行政局		担当課室	情報流通振興課		課長 安藤 英作
会計区分	一般会計		上位政策	電子政府・電子自治体推進費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 第20条、第35条第2項五		関係する計画、通知等	電子政府推進計画(H20.12.25 CIO連絡会議決定) 調達業務の業務・システム最適化計画(H21.8.28 CIO連絡会議決定)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	役務、物品等の調達に係る手続きを原則電子化し、事業者が入札に参加しやすい環境を整備するとともに、事務処理の迅速化・合理化を図るため、「電子調達システム」のシステム開発を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」(内部管理業務の抜本的効率化検討チームH20年5月決定)及び「電子政府推進計画」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議H20年12月一部改定)を踏まえ、役務、物品等の調達に係る手続きの事務処理の迅速化・合理化を図る。 具体的には、政府共通システムとして電子調達システムを開発し、各府省個別に構築された電子入札システムの府省共通化を実施するとともに、契約締結に係る事務手続きの電子化・効率化を図る。					
実施状況	<p>H20.5 府省共通の物品調達業務のシステム化を総務省が担当することを決定                      (「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」(内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定))</p> <p>H21.8 調達業務の業務・システム最適化計画を策定</p> <p>H21.11 「電子調達システムの設計・開発に係る調達支援業務の請負」を調達</p> <p>H22.2 「電子調達システムの外部システム連携に係る要件定義及び仕様書作成支援業務の請負」を調達</p> <p>H22.1 「電子調達システムの設計・開発業務の請負」を入札公告(官報公示)                      ⇒ H22.3 入札公告の取消(官報公示)</p> <p>H22.1 「調達業務の業務・システム最適化の実施に係るコンサルティング業務の請負」を入札公告(官報公示)                      ⇒ H22.3 入札公告の取消(官報公示)</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	—	—	818	1,046	331
	執行額	—	—	16		
	執行率	—	—	2%		
総事業費(執行ベース)	—	—	16			
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	(1)使途 ① 電子調達システムの設計・開発に係る調達支援業務の請負 ② 電子調達システムの外部システム連携に係る要件定義及び仕様書作成支援業務の請負 (2)支出先の決定 一般競争入札により調達業者を決定し、調達の競争環境及び調達手続の透明性・公平性を確保するとともに、適正かつ効率的な予算執行に努めた。				
	見直しの余地	調達情報の周知や一般競争入札の実施を通じ、引き続き、調達の競争環境及び調達手続の透明性・公平性を確保するとともに、適正かつ効率的な予算執行に努める。 また、調達計画書の掲載を通じ、設計・開発工程等スケジュールや意見招請等調達期間、実作業期間を明示し、可能な限り十分な期間を設ける。 なお、本電子調達システムについては、現在、以下の理由からその設計・開発に着手していない。 ・平成22年2月に内閣官房において、旅費の支払に関する実態調査を行うことになったが、調査結果によっては、電子調達システムにおけるシステム仕様に変更が生じる可能性があることから、システム設計・開発及び工程管理に係る調達手続を停止(官報公告H22年3月12日)した。				
予算・監視の効率	更なる見直し、改善が必要 (事業のみなおし)					
補記	1者応札であった「電子調達システムの外部システム連携に係る要件定義及び仕様書作成支援業務の請負」について、仕様書を入力した事業者に応札しなかった理由をアンケート調査したところ、8社から回答を得た。 ・他案件の決定等により、要員調整・確保が困難となった(4社) ・関係システムの現状など収集し得る情報から総合的に判断し、参加を見合わせた(2社) ・ISO9001(品質マネジメントシステムの規格)が未取得であったため(1社) ・情報収集のため(1社)					

総務省  
16百万円

【一般競争入札】(応札数:1社)

A. 沖電気工業(株)  
12百万円

・電子調達システムにおける外部システムとの連携に係る要件定義及び仕様書等作成支援業務を実施。

【一般競争入札】(応札数:2社)

B. 沖電気工業(株)  
4百万円

・電子調達システムの設計・開発に係る調達支援業務を実施。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の  
 金額が支出さ  
 れている者につ  
 いて記載する。  
 使途と費目の  
 双方で実情が  
 分かるように  
 記載)

A. 沖電気工業(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	コンサルタント	12			
計		12	計		0
B. 沖電気工業(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	コンサルタント	4			
計		4	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

# 電子調達システムの概要

## ○ 電子入札システム(府省共通化)

- ・各府省個別に構築された電子入札システムの府省共通化を実施。
- ・これにより、運用経費を削減。

(システム化の対象範囲)

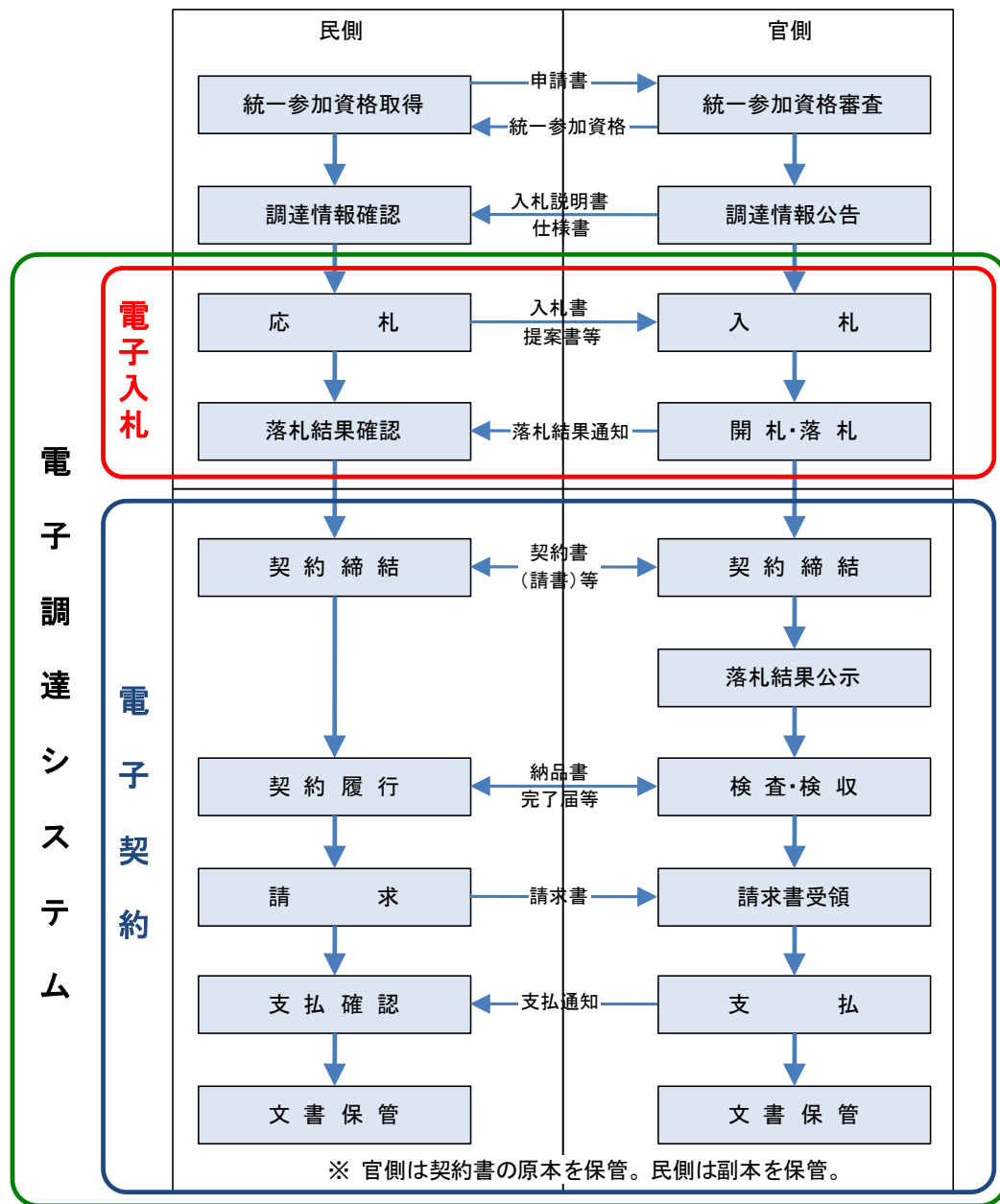
- ・民間業者等からの入札手続
- ・入札参加資格の判定
- ・開札、落札手続 等

## ○ 電子契約システム(新規構築)

- ・政府調達手続のうち契約締結等の業務について、新規に府省共通のシステムを構築。
- ・これにより、官側の業務効率化、民側の利便性向上を実現。

(システム化の対象範囲)

- ・民間業者等との契約締結
- ・契約書、請求書等、各種帳票の生成
- ・契約情報の管理(調達実施から支払まで) 等



## 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（抄）

### （行政の情報化）

第二十条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

第三十五条 本部は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

五 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策